

議案第 31 号

生駒市立学校設置条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 20 年 3 月 7 日

生駒市長 山下 真

生駒市立学校設置条例

生駒市立学校設置条例（昭和 39 年 4 月生駒市条例第 13 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条の規定に基づき、本市に幼稚園、小学校及び中学校を設置する。

（幼稚園の名称及び位置）

第 2 条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立高山幼稚園	生駒市高山町 12555 番地
生駒市立なばた幼稚園	生駒市東生駒月見町 207 番地 25
生駒市立生駒台幼稚園	生駒市新生駒台 3 番 44 号
生駒市立南幼稚園	生駒市小平尾町 25 番地 1
生駒市立生駒幼稚園	生駒市西旭ヶ丘 18 番 12 号
生駒市立俵口幼稚園	生駒市俵口町 2231 番地

生駒市立あすか野幼稚園	生駒市あすか野南2丁目5番2号
生駒市立桜ヶ丘幼稚園	生駒市桜ヶ丘7番16号
生駒市立壱分幼稚園	生駒市壱分町520番地

(小学校の名称及び位置)

第3条 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立生駒小学校	生駒市山崎町4番44号
生駒市立生駒南小学校	生駒市萩原町335番地
生駒市立生駒北小学校	生駒市高山町12595番地
生駒市立生駒台小学校	生駒市新生駒台1番33号
生駒市立生駒東小学校	生駒市東生駒4丁目398番地110
生駒市立真弓小学校	生駒市真弓1丁目11番15号
生駒市立俵口小学校	生駒市俵口町614番地1
生駒市立鹿ノ台小学校	生駒市鹿ノ台西1丁目5番地2
生駒市立桜ヶ丘小学校	生駒市桜ヶ丘7番15号
生駒市立あすか野小学校	生駒市あすか野南2丁目5番1号
生駒市立壱分小学校	生駒市壱分町356番地1
生駒市立生駒南第二小学校	生駒市小平尾町927番地

(中学校の名称及び位置)

第4条 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
生駒市立生駒中学校	生駒市西松ヶ丘9番19号

生駒市立生駒南中学校	生駒市萩原町 90 番地
生駒市立生駒北中学校	生駒市高山町 6794 番地
生駒市立緑ヶ丘中学校	生駒市緑ヶ丘 2232 番地
生駒市立鹿ノ台中学校	生駒市鹿ノ台南 2 丁目 16 番地
生駒市立上中学校	生駒市上町 3000 番地
生駒市立光明中学校	生駒市小明町 55 番地
生駒市立大瀬中学校	生駒市小瀬町 911 番地 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒市立学校給食センター条例の一部改正)

2 生駒市立学校給食センター条例（昭和 57 年 4 月生駒市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「（昭和 39 年 4 月生駒市条例第 13 号）第 2 条及び第 3 条」を「（平成 20 年 3 月生駒市条例第 号）第 3 条及び第 4 条」に改める。